

事 務 連 絡  
令和6年10月31日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発 1031 第 1 号  
令和 6 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（ 公 印 省 略 ）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和 6 年 11 月 1 日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

別添 2 「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 9 部 J 0 4 1 の ( 3 ) の次に次を加える。  
J 0 4 1 吸着式血液浄化法  
( 4 ) エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法において、既存治療が奏効しない特発性肺線維症の急性増悪の患者に対して行った場合に、「 J 0 4 1 」吸着式血液浄化法により算定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める適正使用指針を遵守すること。

「特定保険医療材料の定義について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）  
の一部改正について

1 別表のⅡの 087（3）⑩アを次に改める。

ア パーキンソン病、ジストニア若しくは本態性振戦に伴う振戦等又は薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。

(別添1参考)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について  
(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部 (略) 第9部 処置 1～15 (略) J000～J040 (略) J041 吸着式血液浄化法 (1)～(3) (略) (4) <u>エンドトキシン選択除去用吸着式血液浄化法において、 既存治療が奏効しない特発性肺線維症の急性増悪の患者に対 して行った場合に、「J041」吸着式血液浄化法により算 定する。なお、実施に当たっては、関連学会の定める適正使 用指針を遵守すること。</u> (5) (略) J041-2～J201 (略) 第10部～第14部 (略) 第3章 (略)</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第8部 (略) 第9部 処置 1～15 (略) J000～J040 (略) J041 吸着式血液浄化法 (1)～(3) (略) (新設)  (4) (略) J041-2～J201 (略) 第10部～第14部 (略) 第3章 (略)</p>

(別添2参考)

「特定保険医療材料の定義について」(令和6年3月5日保医発0305第12号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 振戦軽減用(16極以上用・充電式)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア パーキンソン病、ジストニア若しくは本態性振戦に伴う振戦等又は薬剤抵抗性の焦点性てんかん発作の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>III～IX (略)</p>	<p>(別表)</p> <p>I (略)</p> <p>II 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格</p> <p>001～086 (略)</p> <p>087 植込型脳・脊髄電気刺激装置</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 機能区分の定義</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>⑪ 振戦軽減用(16極以上用・充電式)</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア パーキンソン病、ジストニア又は本態性振戦に伴う振戦等の症状の軽減効果を目的として使用するものであること。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>III～IX (略)</p>